

## 朝霞市規則第34号

朝霞市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年朝霞市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第9条」を「第10条」に改める。

第3条中「第10条」を「第11条」に改める。

第4条第1号中「第11条」を「第12条」に改める。

第8条第1号中「第15条」を「第16条」に改める。

第15条第1号に次のように加える。

カ 申請者、対象こども又は申請者の配偶者に係る住登外者宛名情報  
第15条を第16条とする。

第14条第1号に次のように加える。

コ 要保護者に準ずる者等に係る住登外者宛名情報  
第14条を第15条とする。

第13条第1号に次のように加える。

カ 申請者に係る住登外者宛名情報  
第13条を第14条とする。

第12条第1号に次のように加える。

オ 対象者に係る住登外者宛名情報  
第12条を第13条とする。

第11条第1号に次のように加える。

ク 対象者に係る住登外者宛名情報  
第11条第2号エ中「前号イからエまで及びキ」を「前号イ、ウ、エ、キ及びク」に改め、同条を第12条とする。

第10条に次の1号を加える。

(6) 対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報  
第10条を第11条とする。

第9条第1号ア中「維持する扶養義務者」の次に「。以下この号において同じ。」を加え、同号に次のように加える。

カ 申請者、申請者の配偶者、申請者と生計を同じくする扶養義務者又は児童等に係る住登外者宛名情報

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

## 附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。